

共同利用施設や産地基幹施設のための補助事業

事業名	県単	国庫	県単
	世界で戦えるこんにゃく総合対策事業	(果樹農業生産力増強総合対策のうち)果樹経営支援対策事業	多様な養蚕担い手育成事業
対象地区	県内全域	果樹産地構造改革計画を策定している地域	県内全域
対象者	人・農地プランにおいて「中心経営体」に位置づけられている認定農業者、またはこれに準ずる者(以下「中心経営体等」という。) ①農事組合法人 ②農事組合法人以外の農業生産法人 ③次に掲げる要件のすべてを満たしている団体 ア代表者の定めがあること イ組織及び運営に関する規約等が定められていること ウ組織を構成する農家戸数が3戸以上であること ④農業協同組合	■整備事業 ・「産地計画」において担い手と定められた者 ・一か所あたりの面積は、次の面積以上であること 改植、新植、高接等 概ね2a 小規模園地整備、 防霜ファン、防風ネットの整備等 概ね10a	・新たに繭生産を行うグループ、企業、個人 ・養蚕参入後5年以内のグループ、企業、個人
対象となる内容 (主な要件等)	(1)生産コスト低減機械等整備支援(作付面積現状概ね3ha以上) ① 土壌消毒等に係る環境負荷軽減を目的とした機械 ② 生子植付機等、みやまさらの栽培に要する機械 ③ 乗用管理機等、越冬栽培に要する機械 ④ こんにゃく拾い集め機等、規模拡大による低コスト化を達成する機械 【採択優先順位①、②、③、④】 (2)高付加価値化支援(作付面積現状概ね3ha以上) ① 生芋摺機等、生芋こんにゃくの加工等に要する機械 ② 重量選別機等、生芋こんにゃくの生産等に要する機械	■整備事業 ・改植又は新植 ・高接 ・小規模園地整備(園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良又は排水路の整備) ・放任園地発生防止対策(伐採、伐根、整地費の補助) ・防霜ファン、防風ネットの設置等	・飼育施設(飼育・上蔭施設の借用経費、飼育施設の整備・改修経費) ・養蚕資材(飼育台、自動収繭機、回転まぶし、ポール簇等) ・桑園(桑園の借用経費、桑園造成に要する経費(桑苗、肥料、農薬))
補助率及び補助金額上限	1/3以内	■整備事業 補助率:1/2以内(ただし、一部は以下のとおり定額) ・かんきつ類以外の主要果樹への改植(定額)17万円/10a ・りんごのわい化栽培、なし、すもも等ジョイント栽培への改植(定額)33万円/10a ・超高密植栽培(りんご)への改植(定額)73万円/10a ・小規模園地整備、防霜ファン、防風ネットの設置等 補助率1/2以内 【果樹未収益期間支援事業】 ・定額(22万円/10a(=5.5万円/10a×4年分)以内)	補助率:1/2以内 上限:500千円
目標設定	(1)生産コスト低減機械等整備支援※(②~④共通) こんにゃくの作付面積が現状概ね3ha以上であり、3年後までに現状の1.5倍、または2ha以上拡大すること また、3年後までに生産コストを概ね1割削減すること 等	-	・将来的な繭生産計画書(年間生産量200kg以上を目指す計画であること)
配分基準	実施要領に規定された要件について審査し、予算の範囲内で配分する。	政策の重要度の指標に基づきポイント制で配分する。	実施要領に規定された要件について審査し、予算の範囲内で配分する。
予算額	H31当初:1,160万円 R02当初:1,020万円 R03当初:1,020万円	H31当初:56億円の内数 R02当初:56億円の内数 R03当初:56億円の内数	H31当初:2,500千円 R2当初:2,500千円 R3当初:2,000千円

※R3.3現在の情報によるものです。